

外国人美容師資格取得者の就労資格について

国家戦略特区

外国人は、美容師養成施設において必要な知識・技能を取得し、厚生労働大臣の免許試験に合格して免許を受けても、就労不可能である。

◎美容師法は、保健師助産師看護師法と同様に「公衆衛生の向上」を目的としている(在留資格「医療」)。

現状の課題

- ・キャリア計画の未達成
 - …訓練期間の喪失
- ・日本文化の発信力不足
 - …× クールジャパン
- ・高度人材の卵の不活用
 - …× 経済の活性化

解決策

特区制度の活用
資格取得者の在留資格創設

効果

- ・特区において美容師として就労可能
- ・インバウンドに貢献
- ・外国人との共生社会の実現

美容師キャリア計画

1	2年間	日本語学校入学	学生4年間
2		日本語能力試験 N2 合格	
3	2年間	美容専門学校入学(厚生労働省指定養成施設)	
4		美容学校卒業・美容師国家試験合格(免許)	
5	3年間	美容室へ就職希望・現状では帰国	実務経験9年間
6		実務経験3年間	
7		顧客を担当可能になる標準期間	
8	6年間	管理美容師資格講習受講	
9			
10		実務経験6年間	
11			
12			
13			
14		美容学校教員資格	

出入国管理及び難民認定法

在留資格 留学

資格取得 変更不能

在留資格 (美容)ナシ

特区 制度創設